

## 議案第 2 号

### 飯能市山間地域振興審議会条例の一部を改正する条例（案）

飯能市山間地域振興審議会条例（平成 17 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「企画総務部企画調整課」を「市民生活部地域活動支援課」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市山間地域振興審議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>市民生活部地域活動支援課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>企画総務部企画調整課</u>において処理する。</p>